

福島第一原子力発電所における不適合発生・処理状況について
(2019年度第3四半期)

2020年2月14日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

○2019年10月1日～2019年12月31日の間にパフォーマンス向上会議で審議された「不適合」は212件ありました。そのうち、処置が完了した不適合件数は77件※です。

○2017年8月1日～2019年9月30日の間にパフォーマンス向上会議で審議された「不適合」は1269件ありました。そのうち、処置が完了した不適合件数は1046件※です。

※2019年12月31日現在

○不適合の発生及び処置状況の詳細については、添付資料参照

・添付資料—1

「福島第一原子力発電所不適合発生・処置状況 2019年度第3四半期分
(2019年10月1日～2019年12月31日)」

・添付資料—2

「福島第一原子力発電所不適合発生・処置状況 ホームページ掲載以降の過去分
2017年度分(2017年8月1日～2018年3月31日)、
2018年度分(2018年4月1日～2019年3月31日)、
2019年度分(2019年4月1日～2019年9月30日)」

○パフォーマンス向上会議において審議された全件名については、「不適合の公表区分」に応じて、プレス発表または当所ホームページ上において全数公表しております。

・添付資料—3 (不適合管理グレードIに関わる件名を抜粋)

「2019年度第3四半期不適合詳細(委員会確認日:2019年10月1日～2019年12月31日まで)」

＜原子力発電所における不適合の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の施設定期検査や安全確保設備等の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。

その中で、「不適合 *」が発見された場合には、「不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に基づき、必要な是正処置等を講じることとしております。

*不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(パフォーマンス向上会議にて決定)

- GⅠ:是正処置※¹・予防処置※²を確実に実施すべき重要なことから
- GⅡ:是正処置※¹を確実に実施すべきことから
- GⅢ:修正処置※³などを伴うことから
- 対象外:消耗品の交換等のことから

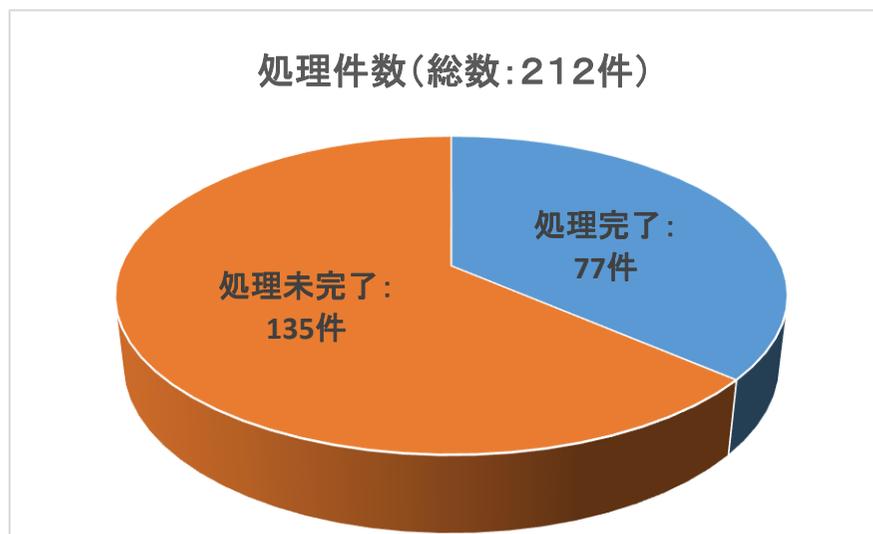
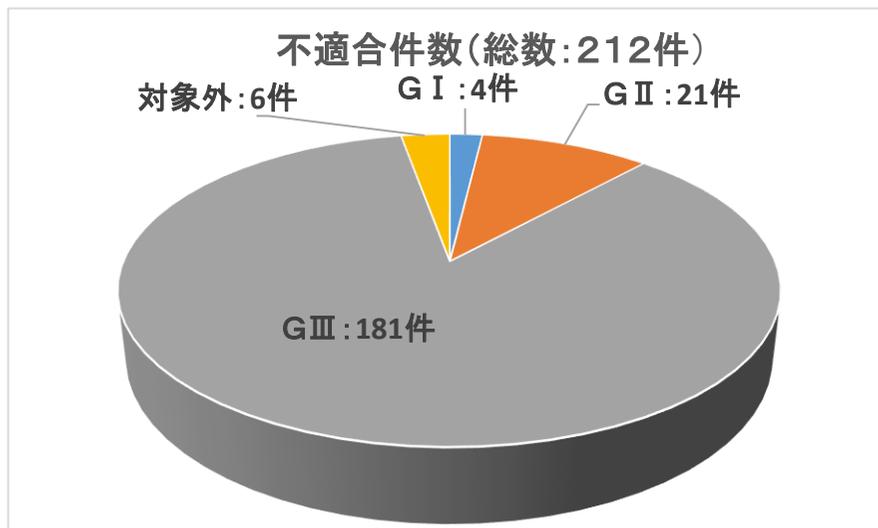
※¹是正処置:不適合の原因を除去するための処置(=再発防止対策)

※²予防処置:是正処置を他発電所へ展開する処置(=水平展開)

※³修正処置:当該不適合を除去するための処置(=修理、修正)

以上

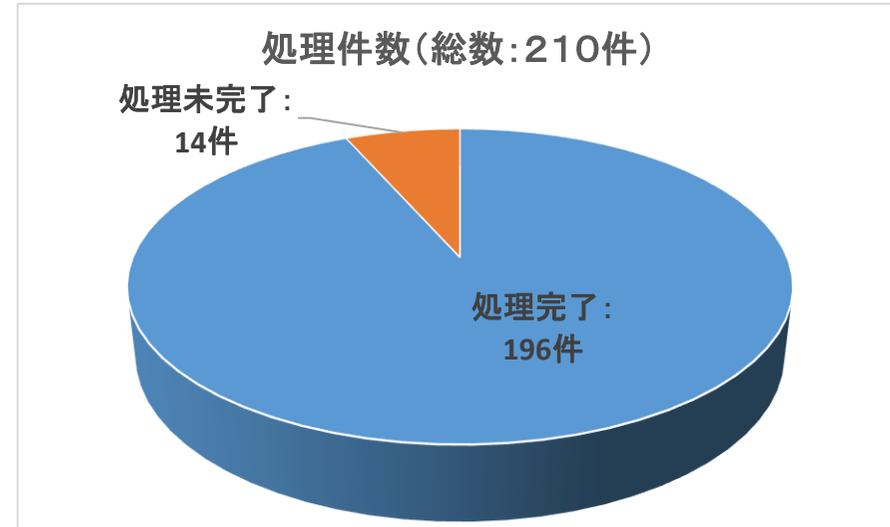
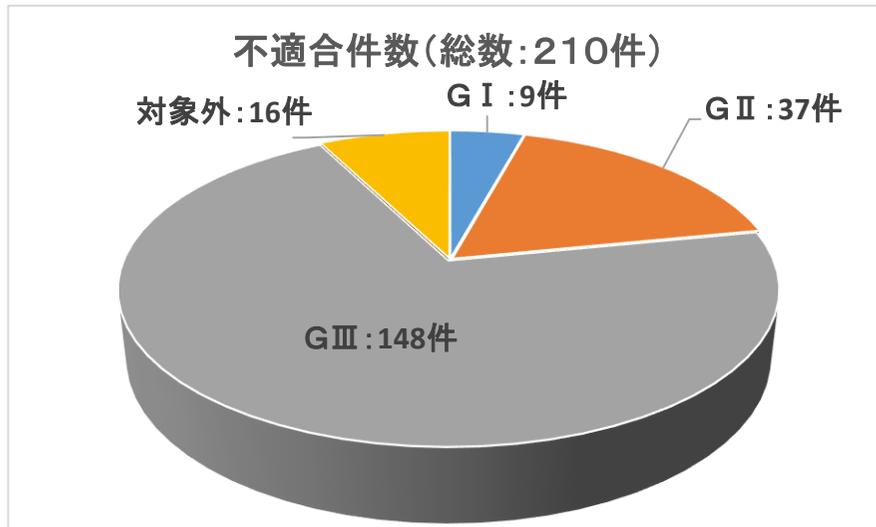
福島第一原子力発電所不適合発生・処置状況 2019年度第3四半期分
(2019年10月1日～2019年12月31日)



グレード	不適合件数
G I	4件
G II	21件
G III	181件
対象外	6件
総計	212件

グレード	処置完了	処置未完了
G I	0件	4件
G II	5件	16件
G III	66件	115件
対象外	6件	0件
総計	77件	135件

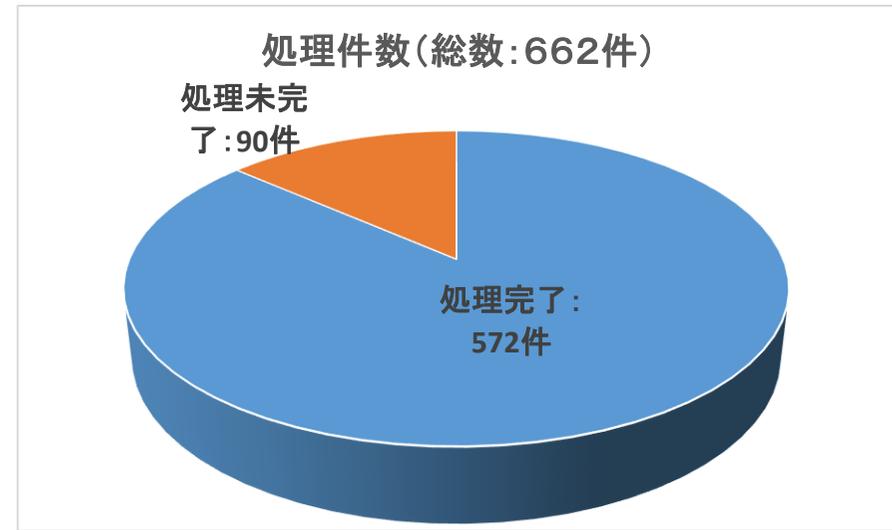
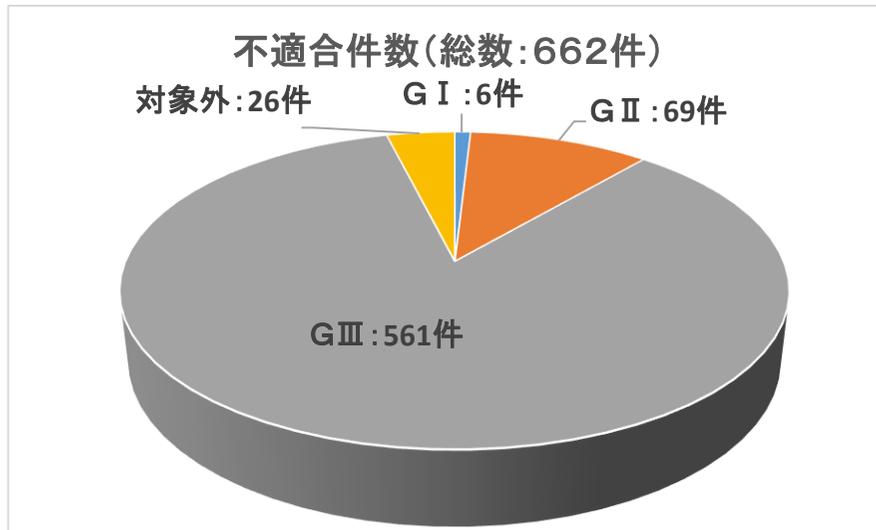
福島第一原子力発電所不適合発生・処置状況 2017年度分
(2017年8月1日～2018年3月31日)



グレード	不適合件数
G I	9件
G II	37件
G III	148件
対象外	16件
総計	210件

グレード	処置完了	処置未完了
G I	9件	0件
G II	35件	2件
G III	136件	12件
対象外	16件	0件
総計	196件	14件

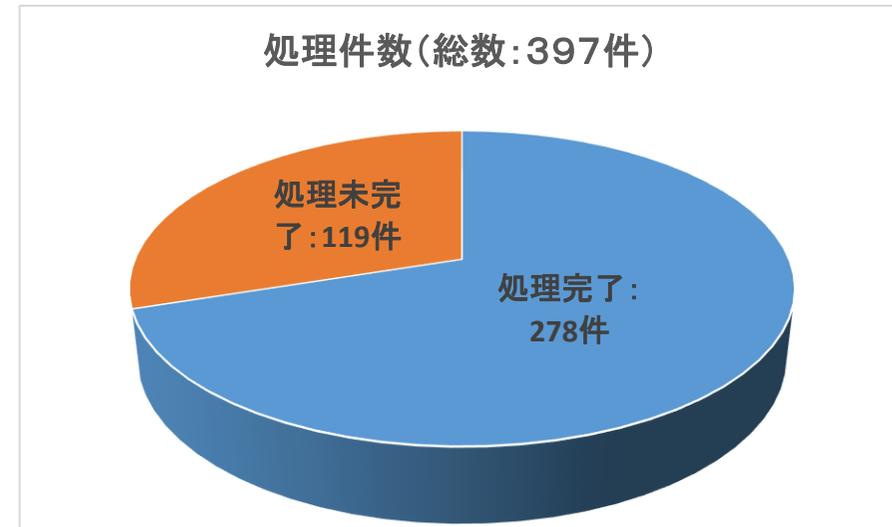
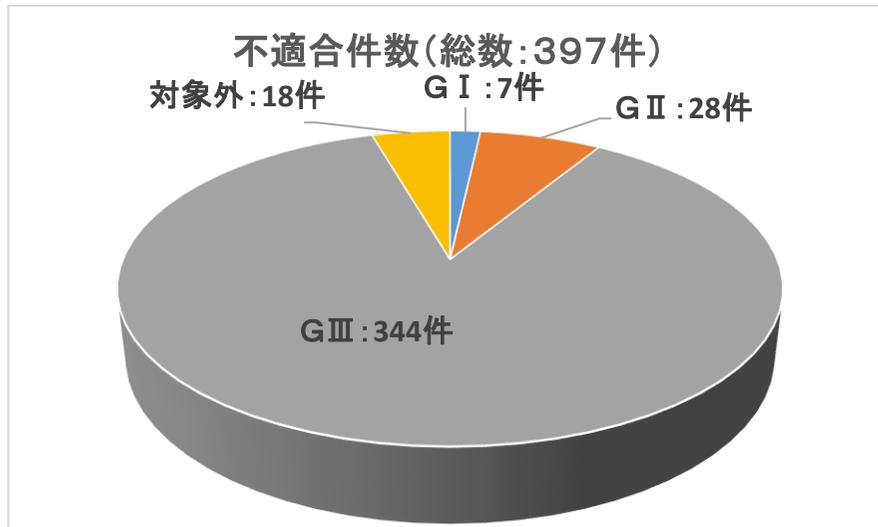
福島第一原子力発電所不適合発生・処置状況 2018年度分
(2018年4月1日～2019年3月31日)



グレード	不適合件数
G I	6件
G II	69件
G III	561件
対象外	26件
総計	662件

グレード	処置完了	処置未完了
G I	5件	1件
G II	61件	8件
G III	480件	81件
対象外	26件	0件
総計	572件	90件

福島第一原子力発電所不適合発生・処置状況 2019年度分
(2019年4月1日～2019年9月30日)



グレード	不適合件数
G I	7件
G II	28件
G III	344件
対象外	18件
総計	397件

グレード	処置完了	処置未完了
G I	1件	6件
G II	20件	8件
G III	239件	105件
対象外	18件	0件
総計	278件	119件

2019年度第3四半期不適合詳細（委員会確認日：2019年9月1日～2019年12月31日まで）
（不適合管理グレード I に関わる件名を抜粋）

G I グレード：4件

No	件名	委員会 確認日	グレード
1	<p>【5/6号機取水口前堆砂対策工事における転落災害について】</p> <p>5/6号機取水口前堆砂対策工事の作業中に、北防波堤付近の消波ブロックより転落した。 緊急医療室にて、緊急搬送が必要と判断され、病院へ緊急搬送した。 その後、病院にて、右足関節脱臼骨折(脛骨・腓骨骨折)と診断された。</p> <p>9月20日に審議された不適合「入退域管理棟ヘルメット置き場での負傷について」について、協力企業より被災場所が「入退域管理棟ヘルメット置き場」ではなく、正しくは「作業現場の北防波堤付近」だったと報告を受けたものです。</p>	10月15日	G I
2	<p>【1号機廃棄物処理建屋北西エリアおよび他2箇所の滞留水水位における運転上の制限逸脱と復帰について】</p> <p>10月25日の大雨時における建屋流入実績の評価を行なった際、1号機廃棄物処理建屋北西エリアの滞留水水位と比較対象となる近傍のサブドレン水位との差が実施計画で定める400mmを下回ったことから運転上の制限を逸脱したと判断。 1～4号機周辺の全てのサブドレンの汲み上げを停止。近傍のサブドレンの放射能分析の結果、有意な放射能濃度の上昇はなし。 なお、当該エリアは水が無い場合、水位計は露出しており、水位計の警報を停止していた。</p> <p>さらに、水位計が露出している箇所について過去の水位差を確認した結果、1号機廃棄物処理建屋南西エリアおよび2号機タービン建屋北東エリアの2箇所についても周辺サブドレン水位との差が実施計画で定める400mmを下回っていたことを確認し、運転上の制限を逸脱したと判断。 この時点で2箇所ともにサブドレン水位との水位差は、400mmを上回っていた。1号機廃棄物処理建屋南西エリアは実測にて水が無いことを確認。 その後、仮設ポンプによる排水を実施したところ、各エリア滞留水水位とサブドレン水位との差が実施計画で定める400mmを上回ったことを確認。 このため、運転上の制限逸脱から復帰したと判断したことから、停止していたサブドレンの汲み上げを再開。</p>	10月31日	G I

No	件名	委員会 確認日	グレード
3	<p>【6号機 残留熱除去系(B)圧力抑制室側吸込弁の手動操作ハンドル軸部の折損について】</p> <p>6号機 残留熱除去系(B)圧力抑制室側吸込弁にシート漏えい※を確認。手動で増し締めを行った際、手動操作ハンドルの軸部を折損。そのため、残留熱除去系(B)としては、福島第一原子力発電所規則第18条4号における安全上重要な機器等の故障に該当。また、国に報告したところ、安全上重要な機器の機能を有していないとの判断をされた。</p> <p>今後、手動操作ハンドルの軸部の点検・修理予定。</p> <p>なお、本不適合は、手動操作ハンドルの軸部の折損について審議されたものであり、シート漏えいについては11月26日に審議済みです。</p> <p>※シート漏えい: 弁内部の隙間から配管内部に漏えいすること。</p>	11月27日	G I
4	<p>【1/2号機排気筒ドレンサンプピットの水位低下傾向の確認について】</p> <p>1/2号機排気筒ドレンサンプピット(以下、ピットいう。)が10月12日の台風19号以降、水位低下傾向がみられることを確認。</p> <p>ピットの水位低下傾向についてピット外への漏えいが否定できないため、福島第一原子力発電所規則第18条12号における「発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより核燃料物質等(気体状のものを除く)が管理区域内で漏えいしたとき」に該当すると判断。</p> <p>周辺のサブドレンピットにおける放射能濃度及び構内排水路モニタ、海水放射線モニタに有意な変動はなく、現時点で外部環境への影響は確認されていない。</p> <p>対策検討中。</p>	11月29日	G I

以上